

コーポレート・ガバナンス基本方針

当社は、法令を順守し、経理規程に従って適正な決算手続を実施して信頼性のある財務報告を行います。また、市場の信頼に応えられる誠実な経営を実践していきます。

1. 会計処理基準及び開示方針

- (1) 経理規程をはじめとする関連規程を整備し、一般公正妥当と認められる会計基準に準拠し、財政状態及び経営成績を正しく表示する適切な会計処理を行うものとする。
- (2) 新たな経理規程の適用又は重要な会計処理方針を変更する場合は、取締役会の承認を得て行うものとする。
- (3) 財務報告の開示は取締役会の承認を得て適時・適切に行い、情報開示の透明性及び公平性を確保するものとする。

2. 適正な決算手続の実施

- (1) 決算手続は、法令、経理規程、決算処理事項等の定めに従い、厳正に実施するものとする。
- (2) 決算手続等における資料は、処理の正確性・適正性を証する基礎資料として適切に整理・保管するものとする。
- (3) 決算の承認は、取締役会が行うものとする。
- (4) 決算は、当社の財政状態及び経営成績を正しく表示しているものであるという会計監査人の監査証明を受けなければならない。

3. 内部統制のための体制の確立

- (1) 財務報告に係る内部統制の整備・運用を推進し、信頼性のある財務報告を行うための体制を確立する。
- (2) 信頼性のある財務報告の作成に必要とされる能力を有する人材を確保・配置する。
- (3) 役職員は、財務報告に係る内部統制の役割の重要性を強く認識し、自らの権限と責任の範囲で内部統制の基本的要素（統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、ITの活用）の適切な整備・運用に努める。

平成 25 年 8 月 29 日
代表取締役社長 辻本 茂